

福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 よくあるご質問 (令和7年7月～9月期分)

よくあるご質問では、電気・ガス価格高騰緊急対策給付金（令和7年7月～9月期分）のことを「給付金」、電気・ガス価格高騰緊急対策給付金申請受付要項（令和7年7月～9月期分）のことを「要項」と記載しております。

給付金には次の2種類があり、該当するご質問が異なりますので、ご注意ください。

- I. 高圧電力、特別高圧電力または工業用のガスを利用する事業者が対象の給付金（最大18万円）
→ Q1. から Q30. をご確認ください。
- II. 特別高圧電力を利用する事業者のみが対象の給付金（最大720万円）
→ Q31. 以降をご確認ください。

I. 高圧電力、特別高圧電力または工業用のガスを利用する事業者が対象の給付金（最大18万円）

1. 給付金の対象となる事業者について
(要項で定める申請要件全てを満たしていることが条件です。)

共 通

Q1. どのような事業者が給付金の対象となりますか。

- A1. 中小企業基本法第2条第1項に規定される会社および個人が対象となります。また、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定される中小企業団体も対象となります。

【中小企業基本法第2条第1項に規定される会社および個人】

業種分類	定義（下記の何れかを満たすこと）
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(②～④を除く)	・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人
②卸売業	・ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 ・ 常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人
③サービス業	・ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 ・ 常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人
④小売業	・ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 ・ 常時使用する従業員の数が50人以下の会社および個人

【中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定される中小企業団体】

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、
商工組合、商工組合連合会

法 人

Q 2. 社会福祉法人、医療法人、NPO法人は、給付金の対象となりますか。

A 2. 社会福祉法人、医療法人、NPO法人は、中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されますので、今回の給付金の対象となりません。また、社団法人、財団法人、学校法人、任意の団体（人格なき社団）等も同様の解釈により対象となりません。

法 人

Q 2－2. 農業法人は、給付金の対象となりますか。

A 2－2. 農業法人のうち、会社法の会社または有限会社に限り、中小企業基本法上の「会社」に該当すると解されますので、今回の給付金の対象となります。

共 通

Q 2－3. テナントで営業しているため、直接、電力会社と高圧電力の契約をしていませんが、給付金の対象となりますか。

A 2－3. 今回の給付金では、申請者の電気料金や電力使用量を正確に把握するため、契約している電力会社の請求書の写しを提出してもらうこととしています。よって、直接、電力会社と電力契約をしていない場合は、原則、対象となりません。

ただし、直接、電力会社と契約している事業者（大家）が給付金の対象とならない場合で、申請者（テナント）の電気料金や電力使用量を正確に把握できる（各テナントが個別にメーターを設置している等）など、個々の状況により対象となる場合もありますので、福井県電気・ガス給付金コールセンター（電話番号 0776-37-3470）までご相談ください。

※1 契約の電気料金や電力使用量をテナント数で按分するなど、正確に把握できない場合は、対象となりません。

法 人

Q 3. 本社が福井県外にありますが、福井県内に事業所がある場合は、給付金の対象となりますか。

A 3. 要項で定める申請要件②では「法人税の納税地が福井県内であること。」としておりますので、本社が福井県外にある場合は給付金の対象となりません。

個人事業主

Q 3－2. ①令和5年は福井県外で営業し所得税を納めていましたが、令和6年は福井県内で営業し所得税を納めています。給付金の対象となりますか。

②令和6年は福井県外で営業をしていましたが、令和7年に福井県内に事業所を移転し営業をしています。給付金の対象となりますか。

A 3-2. 福井県内で令和6年分の所得税を納めている場合は対象となります。

また、法人の場合は直近の事業年度の法人税の納税地が福井県内であれば対象となります。

2. 給付金の申請について

共 通

Q 4. 令和7年7月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金の合計額について、令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）と比較した場合は増加額が5万円未満ですが、令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）と比較した場合は増加額が10万円以上となります。この場合、18万円の申請をすることは可能ですか。

A 4. 今回の給付金では、令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）の電気・ガス料金の合計額を比較して、増加額を算出することとしております。よって、上記の場合、18万円の申請をすることはできません。

共 通

Q 4-2. 令和7年7月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金の合計額について、1月分の増加額が5万円未満、3月分の増加額が10万円以上となりました。この場合、1月分で4.5万円、3月分で18万円を申請することは可能ですか。

A 4-2. 原則、申請は1回限りとなります。ただし、要項13ページの「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金（令和7年7月～9月期分）の追加給付の手続きについて」に該当する事業者は追加給付の対象となりますので、必ずご確認ください。

共 通

Q 4-3. 令和7年7月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金の合計額について、1月分と2月分の増加額がそれぞれ10万円以上となりました。この場合、1月分、2月分それぞれで18万円を申請することは可能ですか。

A 4-3. 原則、申請は1回限りとなりますので、今回の場合、2回目の申請をすることはできません。

共 通

Q 5. 電気・ガス料金の高騰による増加ではなく、電気・ガスの使用量（または購入量）の

増加により、令和7年7月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金の合計額が増加した場合は、申請することは可能ですか。

A 5. 申請することは可能ですが、増加額を算出する際には、令和4年4月から令和5年3月の何れか1月の使用量（または購入量）を、令和7年7月から9月までの何れか1月の使用量（または購入量）に置き換える計算を行います。詳しくは、8ページのA16.をご確認ください。

3. 要項で定める申請要件について

共 通

Q 6. 要項の申請要件③にある「高圧電力、特別高圧電力の契約」について、新電力会社との契約は対象となりますか。

A 6. 対象となります。

共 通

Q 7. 要項の申請要件③にある「工業用のガスの契約」とは、どのようなものを指しますか。

A 7. 今回の給付金における工業用のガスの契約とは、次のとおりです。

①高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を受ける液化石油ガス（LPGガス）の契約

※「液化石油ガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第1項に規定されるものをいいます。

②ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく都市ガスの小売事業者等との契約で、年間契約量が1,000万m³以上のもの

※国の電気・ガス価格激変緩和対策事業の対象需要家とならない場合は、今回の給付金の対象となります。

※「ガス事業法に基づく都市ガスの小売事業者等」とは、次のとおりです。

契約事業者が該当するか否かについては、直接、契約事業者にご確認ください。

- ・ガス事業法に基づく都市ガス（旧簡易ガスを含まない）のガス小売事業者（一般ガス導管事業者または特定ガス導管事業者の導管によりガスを供給する事業者）
- ・ローリーによりLNGを工場等の需要家に供給する事業者
- ・一般ガス導管や特定ガス導管またはローリーにより供給される都市ガスやLNGを小売導管によりガス供給するガス小売事業者 等

共 通

Q 8. 要項の申請要件④にある「前決算期における費用」とは、具体的にどのようなものを指しますか。

A 8. 今回の給付金における前決算期における費用とは、次のとおりです。

[法人の場合]

前決算期の損益計算書に記載されている営業に係る費用（「売上原価」と「販売費および一般管理費」）の合計

※「営業外費用」と「特別損失」は含めません。

[個人事業主の場合]

令和6年分所得税青色申告決算書（または令和6年分収支内訳書）に記載されている「売上原価」と「経費」の合計

共 通

Q 9. 要項の申請要件④にある「前決算期における費用に占める電気・ガス料金」とは、具体的にどのようなものを指しますか。

A 9. 今回の給付金における前決算期における費用に占める電気・ガス料金とは、次のとおりです。

なお、下記の[法人の場合]・[個人事業主の場合]にて計上している電気・ガス料金であれば、低圧電力の料金や工業用のガス以外のガス料金、県外の事業所の電気・ガス料金等を含めても構いません。ただし、「水道光熱費」に計上している水道料金等は含めないようになしてください。

[法人の場合]

前決算期の損益計算書の「水道光熱費」に計上している電気・ガス料金の合計

[個人事業主の場合]

令和6年分所得税青色申告決算書（または令和6年分収支内訳書）の「水道光熱費」に計上している電気・ガス料金の合計

共 通

Q 9－2. 「前決算期における電気・ガス料金の合計額が分かる書類の写し」の例としては、どのような書類がありますか。

A 9－2. 確定申告の際に使用し、事業者で保存している帳簿（総勘定元帳、経費帳等）の写しや、電気・ガス料金の請求書（12か月分）の写し等があります。電気・ガス料金が分かる箇所に必ず○を付けて提出してください。

共 通

Q10. 要項の申請要件⑤にある「令和7年7月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金」とは、具体的にどのようなものを指しますか。

A10. 令和7年7月から9月までの何れか1月の期間に使用した電気または購入したガスに対する料金（請求書に記載された金額）になります。

検針日が月の途中の場合は、令和7年7月から9月までの何れかの月を含む1月の期間に使用した電気に対する料金（請求書に記載された金額）になります。

例）検針日が毎月15日の場合、次の期間に使用した何れかの料分で申請が可能です。ただし、①で申請した場合、④での追加給付はできませんので、ご注意ください。

① 6月15日から7月14日、② 7月15日から8月14日

③ 8月15日から9月14日、④ 9月15日から10月14日

また、電気事業者が発行する請求書に記載された月と請求内容が異なる場合がありますので、ご注意ください。

例）「令和7年7月分」と記載された請求書であっても、請求内容が「令和7年6月1日から同月30日に使用した分」の場合があります。

共 通

Q11. 要項の申請要件⑥には「申請日時時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。」とありますが、今後も事業継続する意思を有しているとは、具体的にどの程度の期間を指しますか。

A11. 少なくとも令和7年度末までは事業継続する意思を有している必要があります。

例えば、申請日時時点で、令和8年1月に廃業する予定が有る場合には、給付金を申請することができません。

共 通

Q12. 要項の申請要件⑧には「給付金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。」とありますが、具体的にどのようなことを指しますか。

A12. 給付金の審査にあたり、チェックリストに記載されている提出書類のみでは、給付金の対象か否かの判別がつかないことがあります。

その場合は、チェックリストに記載されている書類とは別の書類の提出を新たに求めたり、提出された書類の内容について、電話で確認を求めたりすることになります。

別の書類の提出を拒否したり、確認の求めに応じなかったりした場合には、要項で定める申請要件を満たさないこととなり、給付金を給付している場合には給付金の返還を

求めますので、ご注意ください。

また、給付金の受給後にも、申請要件を満たしていたか確認するため、書類の追加提出を新たに求めることや、提出された書類の内容について、電話で確認を求めることがあります。書類の追加提出を拒否した場合、また確認の求めに応じなかった場合には、要項の申請要件を満たさないこととなり、給付金の返還を求めますので、この場合もご注意ください。

共 通

Q13. 要項の申請要件⑩「県内の商工会、商工会議所および商工会連合会と事業者との間において、施策の案内や各種調査、災害時等の連絡等、県の産業労働行政推進のために必要な情報共有体制を構築するため、申請書に記載の事業者名、住所、連絡先等の情報を提供することに同意すること。また、後日、商工会議所等から申請者に対し情報共有体制の構築にかかる依頼があった場合は、協力すること。」の内容について教えてください。

A13. 県では、事業者向け支援施策の案内や、支援施策立案のための事業者からの情報収集、大雪や大雨等の災害時の事業者への連絡等、県内の商工会、商工会議所および商工会連合会（以下「商工会議所等」といいます。）を通じて事業者との情報の共有を図ることとしています。

具体的には、商工会議所等の公式LINEアカウントに、各事業者が参加していただく方法により、情報の共有を図っております。

そのため、申請書に記載の情報を県から商工会議所等に提供することに同意していただくとともに、後日、商工会議所等の公式LINEアカウントへの参加を依頼させていただきますこととなります。

共 通

Q13-2. LINEを使用していませんが、県内の商工会議所等に対し申請書に記載の事業者名、住所、連絡先（電話、FAX）を提供することに同意する必要がありますか。

A13-2. 事業者がLINEを使用している方がいない場合には、商工会議所等よりFAXやメール等のLINE以外の手段により、情報の共有を図ることを検討します。

については、商工会議所等から各事業者に対し、FAXやメール等を用いた情報の共有について依頼させていただきますので、申請書に記載の情報を商工会議所等に提供することについて同意していただく必要があります。

4. 電気・ガス料金の増加額の計算方法について

共 通

Q14. 県内外に複数の事業所を経営しているため、電気やガスの契約が複数あり、その契約内容も様々です。電気・ガス料金の増加額を計算する際には、全ての契約における電気・ガス料金を合計すればよいですか。

A14. 今回の給付金において、電気・ガス料金の増加額を計算する際には、県内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約に関する電気・ガス料金のみを合計してください。

また、添付資料として、合計額に計上した電気・ガス料金に関する全ての請求書の写しを提出してください。その際には、契約種別（電気の場合のみ）、請求月、請求金額、使用量（または購入量）が分かる箇所に必ず○を付けてください。

共 通

Q15. 電気・ガス料金の請求書を紛失してしまいました。請求書の代わりになる書類はありますか。

A15. 次のような方法で請求書に記載されている情報を確認することができますので、印刷等を行い、添付書類として提出してください。

なお、新電力会社や工業用のガス会社と契約している場合は、各契約会社へご確認してください。

[北陸電力株式会社と契約している場合]

見エールサービス (<https://www.rikuden.co.jp/miyell/>)

[関西電力株式会社と契約している場合]

電気ご使用量お知らせサービス (<https://biz.kepco.jp/inquiry/kenshinweb/>)

※上記サービスの利用方法については、各電力会社にお問い合わせください。

共 通

Q16. 令和4年4月と令和7年7月の電気の使用量（または工業用のガスの購入量）が異なりますが、どのように増加額を計算すればよいですか。

A16. 今回の給付金では、使用量（または購入量）の増減による料金の増加額の影響を除くため、電気と工業用のガスのそれぞれの場合において、令和4年4月から令和5年3月の何れか1月の使用量（または購入量）を、令和7年7月から9月までの何れか1月の使用量（または購入量）に置き換えて増加額を計算します。具体的には、次のように計算してください。

＜実際の増加額＞

[令和4年4月] 電力使用量： 500kWh 電気料金： 50,000 円…①

[令和7年7月] 電力使用量： 1,000kWh 電気料金： 150,000 円…②

[増加額(②－①)] 100,000 円

＜令和7年7月～9月の何れか1月の使用量に置き換えた場合の増加額＞

[令和4年4月] 電力使用量：1,000kWh 電気料金：100,000円…③
(置き換え後) (500kWh→1,000kWh：2倍) ⇒ (50,000円の2倍=100,000円)
[令和7年7月] 電力使用量：1,000kWh 電気料金：150,000円…④
[増加額(④－③)] 50,000円

※上記の場合、今回の給付金における電気料金の増加額は、50,000円となります。

※ホームページの申請フォームでは、実際の使用量（または購入量）および料金を入力すれば自動計算されます。

共 通

Q16－2. 工業用のガスを使っていますが、購入量（単位：kg）に応じて料金を支払っている分と、ガスメーターで毎月の使用量を計測し、その使用量（単位：m³）に応じて料金を支払っている分とがあります。この場合、工業用のガスの購入量はどのように計算すればよいですか。

A16－2. 工業用のガスについて、使用量（単位：m³）に応じて料金を支払っている場合は、使用量を kg に換算（1 m³＝2 kg）し、購入量（単位：kg）として計算してください。

共 通

Q17. 令和4年12月までは低圧電力の契約をしていましたが、令和5年1月からは高圧電圧の契約に切り替えています。この場合、令和4年4月から12月までの何れか1月の電気料金と比べることは可能ですか。

A17. 今回の給付金において、電気・ガス料金の増加額を計算する際に、低圧電力の契約の料金は対象外としているため、上記の場合、令和4年4月から12月までの何れか1月の電気料金と比べることはできません。

共 通

Q18. 令和7年6月までは高圧電力の契約をしていましたが、令和7年7月からは低圧電圧の契約に切り替えています。この場合、給付金の申請は可能ですか。

A18. 今回の給付金において、令和7年7月から9月までの期間に、電気・ガス料金の増加額を計算する際に対象となる契約（県内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約）がない場合は給付金の対象外となるため、上記の場合、給付金の申請はできません。

共 通

Q19. 令和4年6月まではA社と高圧電力の契約をしていましたが、令和4年7月にB社の高圧電力の契約に切り替えました。この場合、給付金の申請は可能ですか。

A19. 今回の給付金において、電気・ガス料金の増加額を計算する際に対象となる契約（県内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約）について、契約会社は問いませんので、上記の場合、給付金の申請は可能です。

共 通

Q20. ①令和5年3月15日までは低圧電力の契約をしていましたが、令和5年3月16日からは高圧電圧の契約に切り替えています。令和5年3月と比べて申請する場合、電気の使用量や電気・ガス料金の合計額が1月分となりませんが、問題ありませんか。

②令和7年7月15日までは高圧電力の契約をしていましたが、令和7年7月16日からは低圧電力の契約に切り替えています。令和7年7月を対象として申請する場合、電気の使用量や電気・ガス料金の合計額が1月分となりませんが、問題ありませんか。

A20. 月の途中で電気・ガス料金の増加額を計算する際に対象となる契約（県内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約）をその他の契約に切り替えた場合、対象となる契約に関する使用量（または購入量）や料金のみを合計して比較してください。

この場合、比較する使用量（または購入量）や料金に差が出ることとなりますが、8ページのA16.に記載のとおり、令和4年4月から令和5年3月の何れか1月の使用量（または購入量）を、令和7年7月から9月までの何れか1月の使用量（または購入量）に置き換えて増加額を計算するので問題ありません。

なお、創業等により月の途中から対象となる契約を開始した場合も同様になります。

5. その他

個人事業主

Q21. 公的年金を受給していますが、事業所得が20万円以下のため、所得税の確定申告をしておらず、所得税確定申告書第1表の写しがありません。所得税確定申告書第1表の写しの代わりに、市民税・県民税申告書の写しを提出してもいいですか。

A21. 所得税の確定申告をする必要のない方については、市民税（町民税）・県民税申告書の写しの提出も可とします。なお、所得税の確定申告をする必要がある方については、所得税確定申告書第1表の写しを提出していただく必要があります。

共 通

Q22. 給付金の給付が決定した場合、通知が送られてきますか。

A22. 要項では、給付金の給付を決定した場合には、給付金を給付することにより通知に代える旨を定めています。よって、通知を送付することはありませんのでご了承ください。

給付金の給付決定の有無については、通帳の記帳によりご確認ください。振込依頼人名は「フクイケンデンキキュウフキン」と表示されます。

なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合には、給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

創業特例

Q23. 令和5年6月1日に創業したため、令和4年4月から令和5年3月に事業にかかる電気・ガスの使用がなく、要項の申請要件⑤「令和7年7月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金が、令和4年4月から令和5年3月の何れか1月に比べ増加していること。」を満たしていません。この場合、特例はありますか。

A23. 令和5年4月1日から令和7年7月31日までに創業した事業者については、特例措置を設けております。詳細については、17ページ以降の「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金（令和7年7月～9月期分）創業特例について」をご覧ください。

創業特例

Q24. 創業日の定義を教えてください。

A24. 法人の場合は、法人設立届出書の設立年月日に記載の日付を創業日とします。また個人事業主の方の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の開業・廃業等日に記載の日付を創業日とします。

契約切替特例

Q25. 令和5年3月31日までは低圧電力の契約をしており、令和5年4月1日から高圧電力の契約に切り替えているため、令和4年4月から令和5年3月において高圧電力の契約による電気の使用がなく、要項の申請要件⑤「令和7年7月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金が、令和4年4月から令和5年3月の何れか1月に比べ増加していること。」を満たしていません。この場合、特例はありますか。

A25. 令和5年4月1日から令和7年7月31日までに高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約（以下、「高圧電力等の契約」という。）以外の契約から、高圧電力等の契約に切り替えた事業者については、特例措置を設けております。詳細については、22ページ以降の「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金（令和7年7月～9月期分）契

約切替特例について」をご覧ください。

法人

Q26. 令和7年8月1日に法人成り（個人事業主から法人に変更）したため、令和7年7月31日までの創業者が対象となる創業特例には該当しません。この場合、何か特例はありますか。

A26. 令和7年8月1日以降に法人成りした事業者については、要項で定める申請要件に加え、次の要件を全て満たしている場合に限り、給付金を申請することが可能です。申請については、法人の区分で申請してください。

- ①法人成り前（個人事業主時）の事業者と法人成り後の法人の代表者とが同一人物であること。
- ②次の個人事業の開業・廃業届出書の写しを提出すること。
 - ・「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」の欄の設立法人名、代表者名、法人納税地および設立登記が記入されているものであること
- ③次の法人設立届出書の写しを提出すること。
 - ・「設立の形態 1 個人企業を法人組織とした法人である場合」の欄に○が付けられているものであること

①～③の要件を全て満たす場合については、法人成りの前後で同一の事業者とみなしますので、法人成りの前後で該当する月の電気・ガス料金の請求書の写しを提出してください。

なお、法人成りした事業者で、創業特例の要件にも該当する場合については、創業特例による給付金の申請も可能です。

個人事業主

Q27. 令和7年8月1日に個人成り（法人から個人事業主に変更）したため、令和7年7月31日までの創業者が対象となる創業特例には該当しません。この場合、何か特例はありますか。

A27. 令和7年8月1日以降に個人成りした事業者については、要項で定める申請要件に加え、次の要件を全て満たしている場合に限り、給付金を申請することが可能です。申請については、個人事業主の区分で申請してください。

- ①個人成り前（法人時）の代表者と、個人成り後の事業者とが同一人物であること。
- ②事業廃止届出書の写し（法人分）を提出すること。
- ③個人事業の開業・廃業等届出書の写しを提出すること。

①～③の要件を全て満たす場合については、個人成りの前後で同一の事業者とみなしますので、個人成りの前後で該当する月の電気・ガス料金の請求書の写し提出してく

ださい。

なお、個人成りした事業者で、創業特例の要件にも該当する場合については、創業特例による給付金の申請も可能です。

個人事業主

Q28. 令和7年8月1日に親から事業を引き継いで、個人事業主として事業を行っているため、令和4年4月から令和5年3月に事業にかかる電気・ガスの使用がなく、要項の申請要件⑤「令和7年7月から9月までの何れか1月の電気・ガス料金が、令和4年4月から令和5年3月の何れか1月に比べ増加していること。」を満たしていません。この場合、特例はありますか。

A28. 令和7年8月1日以降に親族から事業を引き継いだ事業者については、要項で定める申請要件に加え、次の要件を全て満たしている場合に限り、給付金を申請することが可能です。申請については、個人事業主の区分で申請してください。

- ①民法第725条で定める親族からの事業引継ぎ（事業承継）であること。
- ②下記の個人事業の開業・廃業届出書の写しを提出すること。（開業にかかる分）
 - ・「届出の区分」の開業の箇所に○が付けられており、かつ事業の引継ぎを受けた場合として、受けた先の住所および氏名が記入されているものであること
- ③下記の個人事業の開業・廃業届出書の写しを提出すること。（廃業にかかる分）
 - ・「届出の区分」の廃業の箇所に○が付けられており、かつ事業を引き継いだ先の住所および氏名が記入されているものであること
 - ・なお、②および③に記入されている住所および氏名については、それぞれの届出者の住所および氏名と整合性が取れているものであること

①～③の要件を全て満たす場合については、事業承継の前後で同一の事業者とみなしますので、事業承継の前後で該当する月の電気・ガス料金の請求書の写しを提出してください。

なお、親族から事業承継した事業者で、創業特例の要件にも該当する場合については、創業特例による給付金の申請も可能です。

共 通

Q29. オンラインで申請できる環境が周りにありません。どのように申請すればよいですか。

A29. 福井県電気・ガス給付金コールセンター（電話番号 0776-37-3470）までご連絡ください。

共 通

Q30. オンライン申請の方法が分かりません。オンライン申請のサポート窓口はありますか。

A30. 福井県電気・ガス給付金コールセンター（電話番号 ０７７６－３７－３４７０）までご連絡ください。

Ⅱ．特別高圧電力を利用する事業者のみが対象の給付金（最大７２０万円）

共 通

Q31. どのような事業者が給付金の対象となりますか。

A31. 次の事業者が対象となります。（要項で定める申請要件全てを満たしていることが条件です。）

- ①会社法第２条第１号に規定される会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）
- ②会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第３条第２項に規定される特例有限会社
- ③個人事業主
- ④中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定される中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）

※①、②については、大企業、中小企業などの企業の規模は問いません。

共 通

Q32. 「Ⅰ．高圧電力、特別高圧電力または工業用のガスを利用する事業者が対象の給付金（最大１８万円）」を受給していますが、「Ⅱ．特別高圧電力を利用する事業者のみが対象の給付金（最大７２０万円）」を申請することは可能ですか。

A32. 申請可能です。

法 人

Q33. 本社が福井県外にありますが、福井県内に特別高圧電力の契約をしている事業所がある場合は、給付金の対象となりますか。

A33. 対象となります。

法 人

Q33－２. 本社が福井県内にありますが、福井県外に特別高圧電力の契約をしている事業所がある場合は、給付金の対象となりますか。

A33－ 2． 今回の給付金の対象になるのは、福井県内に所在する事業所となります。よって本社が福井県内であっても、福井県外に所在する事業所は対象外となります。
事業所が所在する他の都道府県で同様の支援事業が実施されている場合もありますのでご確認ください。

法 人

Q33－ 3． 福井県内に特別高圧電力の契約をしている事業所が複数ある場合は、全て給付金の対象となりますか。

A33－ 3． 全て対象となります。ただし、事業者単位の申請になるため、事業所が個々に申請することはできませんので、ご注意ください。また、1事業者の上限額は、1か月あたり240万円（3か月で最大720万円）になります。

共 通

Q34． 令和7年7月の電力使用量が最大であったため、令和7年7月分で申請し、600万円を受給しました。その後、令和7年9月の電力使用量が最大となったため、720万円の対象となりました。この場合、9月分で720万円を申請することは可能ですか。

A34． 原則、申請は1回限りとなります。すでに令和7年7月～9月の何れか1月において給付金を受給している事業者は、別の月を対象とした2回目の申請をすることはできません。ただし、上記のような場合は、追加給付の対象となりますので、要項13ページの「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金（令和7年7月～9月期分）の追加給付の手続きについて」を必ずご確認ください。

共 通

Q35． 要項の申請要件②にある「発電事業者」とは、どのようなものを指しますか。

A35． 今回の給付金における発電事業者とは、「自らが維持し、および運用する発電等用電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業または特定送配電事業の用に供するための電気を発電し、または放電する事業を営む事業者」となります。

電気事業法第2条第15号に規定される届出をしていない事業者についても、今回の給付金における発電事業者に含まれ、給付対象外となりますので、ご注意ください。